



2021年2月18日

各 位

会社名 協和キリン株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮本 昌志
(コード：4151 東証一部)
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長
吉田 聡子
TEL：03-5205-7205 (メディア)
TEL：03-5205-7206 (IR)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2021年2月18日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の役位及び業績目標達成度等に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を事後に交付及び支給する業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入を決議し、本制度に関する議案（以下、「本議案」という。）を2021年3月24日開催予定の当社第98回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の業務を執行する取締役（以下、「業務執行取締役」という。）の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより、当社の取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、業務執行取締役に対して本制度を導入するものです。

(2) 本制度の仕組み

本制度は、当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本定時株主総会終了後から翌年の当社定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、連続する3事業年度（以下、「業績評価期間」という。なお、当初の業績評価期間は、2021年12月31日で終了する事業年度から2023年12月31日で終了する事業年度までの3事業年度とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、2021年12月31日に終了する事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、それぞれ当該事業年度を最初の事業年度とした連続する3事業年度を新たな業績評価期間とする業績連動型株式報酬の実施を予定している。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を、業績評価期間終了後に交付及び支給する株式報酬（いわゆるパフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

具体的には、以下にて定める算定方法により、当社株式を交付するため、業績評価期間終了後に、取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

2. 本制度の概要（金銭報酬の額の算定方法等）

（1）本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各取締役を支給する金銭報酬債権及び金銭の総額は各対象期間につき3億円以内、各取締役に割当てる当社株式の総数は各対象期間につき20万株以内とします。なお、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記（2）の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給を行うことにより、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該金銭報酬債権及び金銭の総額の上限並びに当社株式の総数の上限を超えない範囲で、交付する株式の数又は支給する金銭の額を、按分比例その他の取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

（2）本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

本制度において、各業績目標を使用し、各業績評価期間終了後の達成率に応じ、交付する株式数及び支給する金銭の額を以下の算定式に基づいて算定の上、交付及び支給します。

【最終交付株式数（※）の算定式】

基準となる交付株式数（①）×業績目標達成度（②）×50%

※ 業績評価期間終了後、最終的に取締役に交付する株式です。1株未満の株式は、1株に切り上げます。

【支給する金銭の額の算定式】

{基準となる交付株式数（①）×業績目標達成度（②）-最終交付株式数}×交付時株価（③）

① 基準となる交付株式数

基準となる交付株式数は以下の式により算出されます。

基準となる交付 株式数	=	取締役の役位別株式報酬基準額（※）（ア） 基準株価（イ）
----------------	---	---------------------------------

※ 取締役の役位ごとに定められる株式報酬基準額のことをいいます。

（ア）取締役の役位別株式報酬基準額

取締役に交付する最終交付株式数の算定方法のうち、役位別株式報酬基準額については、役位別に具体的な金額を定めることを取締役会に委任するものとします。

（イ）基準株価

基準株価は、対象期間開始当初において上記役位別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

② 業績目標達成度

業績目標達成度は、各業績評価期間終了後に確定する数値を用いて、0%～150%の範囲で算出します。当初の業績評価期間においては、経営計画上の指標であるROE、売上収益年平均成長率及びコア営業利益率の目標値を予定しています。

③ 交付時株価

業績評価期間終了後2ヶ月以内に開催される当社株式の交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

(3) 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

業績評価期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合に、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記（2）で定める最終交付株式数に、交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記（2）で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記（2）で定める額の金銭を支給するものとします。

- ① 取締役が、その任期（対象期間、及び業績評価期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社の取締役の地位にあったこと
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ その他業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

ただし、上記①にかかわらず、業績評価期間中に取締役が死亡又は病気等やむを得ない事情により退任した場合には、本制度に基づく当社株式の交付及び金銭の支給に代えて、それらに相当する額として取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

(4) 組織再編等における取扱い

業績評価期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく当社株式の交付及び金銭の支給の日より前に到来することが予定されているときに限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本制度に係る上記（1）の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当該当社株式の交付及び金銭の支給に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を支給することができるものとします。

(ご参考)

当社は、本定時株主総会終結の時以降、上記の業績連動型株式報酬と同様の制度を、当社の執行役員に対し、導入する予定です。

以上